

富里市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例（概要）

1 改正理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 管理者の兼務範囲の見直し（第 6 条関係）

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内以外の事業所も可能であるよう見直し。

(2) 身体的拘束等の適正化の推進（第 16 条、第 32 条関係）

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

(3) 書面掲示の見直し（第 25 条関係）

事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

(4) ケアマネジャー 1 人当たりの取扱件数の見直し（第 5 条関係）

常勤のケアマネジャー 1 人当たりの取扱件数を、44 件以下に見直し、指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、49 件以下とする規定を追加する。

(5) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施（第 16 条関係）

利用者及び主治医等の同意を得た上で、介護サービスの実施状況の把握（モニタリング）を、テレビ電話装置等を活用した面接により行うことができるよう規定を追加する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日（書面掲示の見直しに係る規定は、令和 7 年 4 月 1 日）

富里市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例（概要）

1 改正理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 管理者の兼務範囲の見直し（第 6 条関係）

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内以外の事業所も可能であるよう見直し。

(2) 身体的拘束等の適正化の推進（第 16 条、第 32 条関係）

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

(3) 書面掲示の見直し（第 25 条関係）

事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

(4) ケアマネジャー 1 人当たりの取扱件数の見直し（第 5 条関係）

常勤のケアマネジャー 1 人当たりの取扱件数を、44 件以下に見直し、指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、49 件以下とする規定を追加する。

(5) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施（第 16 条関係）

利用者及び主治医等の同意を得た上で、介護サービスの実施状況の把握（モニタリング）を、テレビ電話装置等を活用した面接により行うことができるよう規定を追加する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日（書面掲示の見直しに係る規定は、令和 7 年 4 月 1 日）